

相続登記に必要な書類（遺産分割協議による場合）

遺産分割協議による相続登記のおもな必要書類です。個々のケースによっては他の書類が必要となることもありますので、くわしくは司法書士までお尋ねください。松戸の高島司法書士事務所では、相続登記の無料相談・お見積もりを承っています。

1. 被相続人（亡くなった方）に関するもの

□戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍謄本）

出生の記載のある除籍（改製原戸籍）から、死亡の記載のある戸籍謄本等に至るまでのすべてが必要です。司法書士が全て代わりにお取りすることも可能です。

□住民票の除票

被相続人の死亡の旨の記載のあるもの（本籍地を省略しないでください）。なお、住民票が除票になってからの役所での保存期間は5年なので、取れない場合にはお持ちいただかなくて結構です。

2. 相続人（配偶者、子、父母、兄弟姉妹等）に関するもの

□戸籍謄本

相続により遺産（不動産等）を取得される方だけでなく、全ての相続人の戸籍謄本が必要です。相続開始後に発行されたものでなければなりません。

□住民票

本籍地の記載を省略しないでください。戸籍謄本と同じく、全ての相続人についての住民票が必要です。

□印鑑証明書

全ての相続人についての印鑑証明書が必要であるのが原則ですが、不動産を相続する方については不要な場合もあります。

3. 相続財産（土地・建物）に関するもの

□登記済権利証（登記識別情報通知書）、または登記簿謄本（登記事項証明書）

相続による所有権移転（名義変更）の登記では、権利証（登記識別情報）を法務局へ提出する必要はありません。けれども、相続するする不動産を特定するために、できる限り権利証等をお持ちいただき、記載内容を確認しております。

□固定資産価証明書、または固定資産税の納税通知書

固定資産評価証明書は、不動産所在地の市町村役場（東京 23 区では都税事務所）で取得できます。登記申請と同一年度のものがが必要です（平成 27 年に登記をするならば平成 27 年度）。お取りになる際は、登記申請に使う旨をお伝えください。

なお、固定資産税についての納税通知書（不動産の評価額が記載されているもの）をお持ちくだされば、固定資産評価証明書が無くてもお見積もりは可能です。

4. その他

・遺産分割協議書

遺産分割協議書の記載に誤りがあると登記ができないことがあるため、当事務所で作成したものに、相続人全員の署名および実印による押印をいただくのが通常です。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

高島司法書士事務所
千葉県松戸市松戸 1176-2 KAMEI.BLD.306
TEL.047-703-3201 FAX.047-703-3202
司法書士 高島 一寛（千葉司法書士会 登録第845号）
<http://www.shihou-shoshi.com/>